

令和元年度 第4回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(令和元年8月28日開催)

1 会議の名称

令和元年度 第4回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

令和元年8月28日(水) 13時15分～15時10分

3 場所

福島県庁 本庁舎2階 第二特別委員会室

4 議事

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稲森悠平委員(審査会長)、齊藤貢委員、高荒智子委員、濱田幸雄委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員
以上9名

(2) 事務局

生活環境部次長 大山一浩、環境共生課長 菅原加代子、環境共生課 副課長兼主任主査 嶋田美奈子、主任主査 國分作裕、主査 小島央 以上5名

(3) 傍聴者 一般7名、報道機関2名

6 議事内容

■開会

- (1) (仮称)中ノ森山風力発電事業計画段階環境配慮書について(事業者説明等)
- (2) (仮称)内郷高坂太陽光発電所環境影響評価準備書について(事業者説明等)
- (3) (仮称)芝山・大黒山風力発電事業計画段階環境配慮書について(知事意見答申案)
- (4) (仮称)栗子山風力発電事業計画段階環境配慮書について(知事意見答申案)
- (5) (仮称)麓山風力発電事業計画段階環境配慮書について(知事意見答申案)
- (6) その他

■議事録署名人の選出

稲森会長が高荒委員、濱田委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)中ノ森山風力発電事業計画段階環境配慮書について(事業者説明等)

事業者が同配慮書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

配慮書の176ページに水源かん養保安林の地図があり、事業実施想定区域が保安林とそれ以外の境界に分布しています。植生図や地形図を見ると、保安林の南側はそれほ

ど急峻な地形ではないようなので、風力発電機を保安林以外の区域に設置することは可能ですか。

(事業者)

現在は配慮書の段階であるので、今後、事業計画を具体化していくに当たり、保安林以外の区域に風力発電機を設置できるか否かについて検討します。

(由井委員)

分かりました。次に、配慮書13ページに住宅の分布図があり、国道399号線の葛尾村と浪江町の境界に登館峠があります。この地域の冬季の主風向は西風になっていますが、登館峠近辺に風力発電機を建てる可能性はありますか。

(事業者)

今後実施する風況調査の結果を踏まえて、風力発電機の配置を検討します。

(由井委員)

登館峠のような南北に走る峠では、渡りのために南北方向に飛翔する鳥類やコウモリ類が通過する可能性が高いです。風力発電機の配置を決めてから動物の生息状況調査を実施するのではなく、生息状況を把握してから風力発電機の配置を決めるようにしてください。

(事業者)

承知しました。

(井上専門委員)

事業実施想定区域や周辺は放射線量が高い地域です。事前に、風力発電機の設置場所や建設道路などの多くの地点において空間線量率と土壌中の放射性物質濃度を把握しておく必要があります。次に、工事に伴い発生する廃棄物の処理方法について、樹木の伐採等により発生する可能性のある放射性物質を含む粉じんの飛散防止対策を検討する必要があります。また、指定廃棄物に該当するような伐採木の取扱いについて、早めに環境省と協議を始めておく必要があります。

(事業者)

承知しました。

(須藤専門委員)

放射性物質対策については、私も懸念しているので事前にしっかり検討してください。現時点で、本事業計画は地元の方々にどの程度周知されていますか。

(事業者)

葛尾村役場、浪江町役場へは説明をしており、9月には葛尾村の行政区長へ説明を行う予定です。

(稲森委員)

先ほど由井委員からも発言がありましたが、事業実施想定区域に保安林が含まれていることや、住宅からの距離が400メートル程度とのことなので、可能な限り、これらへの影響がないように計画を検討する必要があります。

(事業者)

事業計画地の設定に当たって、国有林であることや福島送電の送電網が近辺に存在することが好条件としてありました。現在は最大で風力発電機を15基設置する計画ですが、事業計画の詳細を詰めていくに当たり、基数を削減する選択肢も考えています。

騒音については現地で簡易的な測定を始めており、住宅への影響を最大限低減できるように配置を検討します。

(高荒委員)

地元住民の生活用水について、事業実施想定区域や周辺の住宅における井戸水や沢水の利用状況を詳しく調べてください。また、会議資料2の遠藤委員の質問にもありますが、現地の小河川や沢の状況を調べて、工事により濁水が流入しない対策を検討してください。

(事業者)

承知しました。

(稲森会長)

計画段階環境配慮書は環境影響評価手続きの最初の段階であり、始まりが非常に重要ですので、本審査会の意見等を勘案して適正に対応してください。

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(2) (仮称) 内郷高坂太陽光発電所環境影響評価準備書について (事業者説明等)

事業者が同準備書の概要説明を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

準備書本編 2-7 に土地利用計画図があり、北東側に未利用地としての草地がありますが、この区域は将来どのような用途になりますか。

本計画は発電規模が 20 メガワットです。2020 年 4 月から 30 メガワットを超える太陽光発電所が環境影響評価法の対象事業になりますが、この未利用地に 10 メガワット程度の太陽光発電所を建設するということはないですか。

(事業者)

新たに発電所を建設する計画はなく、また現状では具体的な用途も決まっています。

(由井委員)

分かりました。会議資料の 19 ページにオンサイト貯留式調整池の記載がありますが、詳しく説明してください。

(事業者)

本編の 2-14 にイメージ図があります。造成した敷地に太陽光パネルを設置し、パネルを設置した区域全体で雨水を浅い水深になるようにして一時的に貯留し、オリフィス柵を介して排水するという施設です。

(由井委員)

分かりました。本編 2-15 に事業区域内の流域図があります。現地調査の結果、流域 A には鳥類の保全対象種が生息していることが判明しましたが、この生息域とオンサイト貯留式調整池が建設される区域が重複しているため、保全対象種の生息域が失われてしまいます。これは非常に問題なので、流域 A の排水を事業区域北東側の未利用地に導水する等の対策は取れないでしょうか。

また、当該保全対象種の保全措置の実例等が掲載されている国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ等を参考にして、生息しているつがいの数や必要な生息環境がどの程度なのか等を把握する追加調査を実施して、その結果を評価書に記載してください。

(事業者)

対象事業実施区域は4つの流域に分かれており、本事業に関係する流域が資料に示した流域AとBです。本編2-16図において、事業区域西の流域Aの南側の排水についてはオンサイト貯留式調節池で処理し、流域Aの北側の排水については北の堤体式調節池で処理し、流域Bの排水については東の堤体式調節池で処理する計画です。また、白い区域の排水は調節池に流入しない設計になっています。

また、事業区域の排水を下流の河川に流下できる水量が決まっているので、現状の流域を変更することは原則不可能です。

(由井委員)

流域Aの北側にある堤体式調節池の容量を大きくして、オンサイト貯留式調整池を建設しない計画に変更することはできないですか。

(事業者)

流域Aは標高差がある区域であること、森林の改変面積を10ヘクタール未満にする計画であることから、北側の堤体式調節池の容量を大きくすることは困難です。

(由井委員)

開発に関する制約条件があることは分かりましたが、希少な保全対象種の生息域が消失することを避けるために、未利用地の土地に太陽光パネルを設置するという選択肢も考えて頂きたい。

また、オンサイト貯留式調節池とする計画ではなく、太陽光パネルの下部で農業を行う、いわゆるソーラーシェアリングのような計画とすれば、太陽光パネルの下部に保全対象種の生息環境が守られることになるので、可能な限り保全措置を検討して頂きたいと思います。

(須藤専門委員)

ゴルフ場が閉鎖されてからどの程度の期間たちますか。

(事業者)

約5年になります。

(須藤専門委員)

近年は降雨強度が非常に強く、閉鎖されてから5年が経過していることやゴルフ場調

調整池が管理されていない状況を踏まえると、下流へ濁水が流出する懸念がありますので、よく検討してください。

(事業者)

承知しました。

(稲森委員)

以上の意見を踏まえて、より環境に配慮した事業になるように検討してください。先日の九州豪雨では、霧島市の太陽光発電所が崩落して調整池が土砂で埋まってしまいました。想定を超える大雨にも対応できるような計画としてください。

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称) 芝山・大黒山風力発電事業計画段階環境配慮書について (知事意見答申案)

(4) (仮称) 栗子山風力発電事業計画段階環境配慮書について (知事意見答申案)

(5) (仮称) 麓山風力発電事業計画段階環境配慮書について (知事意見答申案)

上記3件について、審査会構成員等からの意見を踏まえて作成した知事意見答申案を事務局から説明した。

(稲森委員)

麓山風力発電事業の騒音に関する内容について、事業実施想定区域から45メートルの距離に住宅があることに対して、可能な限り離隔距離をとる必要がありますので、より厳しい表現を検討してください。できれば1キロメートル以上の離隔距離をとるようすることを求める表現にするなど、適切な文章を検討してください。

(伊藤委員)

総括的事項に事業内容(実施場所、発電所の規模など)を記載すれば、知事意見を読む方にとっても分かりやすくなるので記載してください。

(井上専門委員)

栗子山風力発電事業の「放射線の量」について。本事業は山形県米沢市で計画されており、現地の空間線量率が毎時0.1から0.2マイクロシーベルトという状況です。答申案の文書は、必ず土壤中の放射性物質濃度の測定を実施するように読めますが、現状を踏まえると、そこまでの対応は不要だと思います。

よって、事業計画地の空間線量率が周辺より高い場合は、土壤中の放射性物質濃度を

測定することという表現にしてください。

次に麓山風力発電事業の「放射線の量」について。事業区域はまだ空間線量率が高い場所があるので、最初の2行は削除し、「川俣町山木屋地区等では、避難指示が解除されたが・・・」としてはどうでしょうか。

(事務局)

先生方の御意見について承知しました。

(6) その他

事務局から、太陽電池発電所が2020年4月から環境影響評価法の対象事業なること、それに併せて福島県環境影響評価条例施行規則や技術指針の改正が必要になることの説明を行った。

■閉会